

静岡県教育委員会

議事録

令和 6 年度 第 24 回定例
3 月 19 日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和7年3月19日に教育委員会第24回定例会を招集した。

1 開催日時 令和7年3月19日（水） 開会 13時00分
閉会 16時02分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小 野 澤 宏 時
委 員 天 城 真 美
委 員 飯 村 幸 生
委 員 渡 村 マ イ

事務局（説明員） 水 口 秀 樹 教育部長
塩 崎 克 幸 教育監
宮 崎 文 秀 理事（政策管理担当）
本 多 伸 治 理事（新図書館担当）
中 山 雄 二 参事（学校教育担当）
藤ヶ谷 昌 則 参事兼社会教育課長
高 林 伸 成 教育総務課長
秋 野 薫 教育政策課長
大 澤 篤 篤 教育DX推進課長
上 原 啓 克 財務課長
内 山 成 一 教育厚生課長
横 田 恭 子 教育施設課長
戸 塚 康 史 義務教育課長
中 村 大 輔 高校教育課長
山 村 仁 特別支援教育課長
夏 目 伸 二 健康体育課長
金 嶋 克 年 新図書館整備課長
渡 邊 晃 静東教育事務所長
堀 内 祥 行 静西教育事務所長
杉 山 禎 総合教育センター所長
高 橋 健 二 中央図書館長

4 そ の 他

（1） 第43、44、45、46、47、48、49、50、51、52号議案は承認された。

（2） 報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、小野澤委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 48 号から第 52 号議案及び報告事項 3 は人事案件、報告事項 2 は
公表前案件のため非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員：（異議なし）
- 教 育 長： それでは第 48 号から第 52 号議案、報告事項 2、3 は非公開とする。
公開案件から審議する。

第 43 号議案 静岡県教育委員会組織規則の一部改正

- 教 育 長： 第 43 号議案「静岡県教育委員会組織規則の一部改正」について、高
林教育総務課長より説明願う。
- 教 育 総 務 課 長： <第 43 号議案について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 全 委 員：（特になし）
- 教 育 長： 第 43 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。
- 全 委 員：（異議なし）
- 教 育 長： 第 43 号議案について、原案のとおり可決する。

第 44 号議案 令和 7 年度教育行政の基本方針の策定

- 教 育 長： 第 44 号議案「令和 7 年度教育行政の基本方針の策定」について、秋
野教育政策課長より説明願う。
- 教 育 政策 課 長： <第 44 号議案について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 全 委 員：（特になし）
- 教 育 長： 第 44 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。
- 全 委 員：（異議なし）
- 教 育 長： 第 44 号議案について、原案のとおり可決する。

第 45 号議案 静岡県教育委員会ウェルビーイング推進体制に関する規程の制定

- 教 育 長： 第 45 号議案「静岡県教育委員会ウェルビーイング推進体制に関する
規程の制定」について、秋野教育政策課長より説明願う。
- 教 育 政策 課 長： <第 45 号議案について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 飯 村 委 員： 今回は骨子なので直接関係ないが、経営基盤の視点を、これを因数分
解したときに埋め込むようお願いしたい。
- 教 育 長： 御意見として承った。新年度の体制を報告する場面で、どのようなス
タンスとなるかを報告する。
- 教 育 政策 課 長： ウェルビーイングの定義については、来年度、知事部局において整
理することとなっているが、教育委員会としても考え方を整理したいと
考えている。また、以前委員からお話があったウェルビーイングの実現
に向けて非認知能力をどのように育成していくのかについても、教育振

興基本計画の中で明記できるように準備をしていく。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 第 45 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 45 号議案について、原案のとおり可決する。

第 46 号議案 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議

教 育 長： 第 46 号議案「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議」について、戸塚義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <第 46 号議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 第 46 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 46 号議案について、原案のとおり可決する。

第 47 号議案 「共生・共育」(静岡県版インクルーシブ教育システム)の在り方

教 育 長： 第 47 号議案「「共生・共育」(静岡県版インクルーシブ教育システム)の在り方」について、山村特別支援教育課長及び本杉特別支援教育課指導監より説明願う。

特別支援教育課長： <第 47 号議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

飯 村 委 員： インクルージョンというのは D E & I (ダイバーシティ・エクイティ & インクルージョン) の中で言われているのが、「組織に包括性がある」ことである。障害のある方や海外の方に対して、組織が包括的に受けとめる仕組みを持っているかということが、ダボス会議において言われていることなので、そこはしっかりおさえておいた方がよい。多様なものを取り込むことができる組織であることが基本である。

教 育 長： D E & I の考え方が、大きな概念としてあるということは、議論の中で常に言及をしているところである。私自身も多文化共生の研究をしてきた立場で、外国にルーツを持つ子どもたちが教育の場で排除されがちなどところを、インクルージョンしていくことが、現代はインクルーシブという言葉で語られており、この報告書との関連については常に確認している。それはしっかりと把握した上で、また、政策課題としての多文化教育をしっかりと認知した上で、この報告書においては概念上の混乱が生じてはいけないため、静岡県においてインクルーシブ教育システムというときに、それが障害という分野にフォーカスを絞っているという説明である。

飯 村 委 員： 人権尊重の組織であることが根底にある。海外から来た人も障害のあ

る方も、組織が人権の観点から全て包括できることが我々の理想である。この点について、教育長はよく御存じなのでそれがおさえられていけば問題ない。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

伊 東 委 員： 静岡県版インクルーシブ教育というのは、障害のある方に焦点を当てた教育システムであるという定義となると、外国人の子どもたちなどに対する教育システムというのはどこで所管されるのか。

教 育 長： 伊東委員の問題提起について、特に教育の初期段階における言葉の壁に関することについては、義務教育課の中で考えていくこととなる。静岡県全体では知事部局の多文化共生課において政策上の課題における多文化共生関連の事務は所掌されている。

伊 東 委 員： 外国人の子どもたちなどに対する教育システムについて、インクルーシブという言葉は使用しないということか。

教 育 長： 政策上の課題としての外国にルーツを持つ子どもたちの教育について、インクルーシブやインクルージョンという言葉は静岡県においては政策用語として使用していない。

義務教育課長： 教育長の発言にあるとおり、そのあたりをインクルーシブについて外国人を定義することは県としてはしていない現状である。今回、障害を持った方についての教育が定義されたことで、必要なかどうかという点も含めて、今後検討していく。

教 育 長： 飯村委員との議論の中でもお伝えしたが、インクルージョンという概念が非常に包括的であること、それは県教育委員会としてしっかりと認識している。その根底には飯村委員からも御指摘のあったとおり、人権や学びをしっかりと保障するという考え方がある。その考え方を、義務教育課のみならず、県教育委員会の中でしっかりと共有していることを改めてお伝えしたい。

伊 東 委 員： これは行政の課が分かれていることで起こっているものであり、子どもたちには関係のない話である。それを踏まえた上で教育長にお任せする。

教 育 長： 多文化共生課と教育委員会とはしっかりと連携をとっており、個別具体的に多文化共生課が実施した調査結果なども報告を受け、ディスカッションをしている。縦割りだから全く没交渉ではなく、本県においては、教育委員会と多文化共生の知事部局のセクションがかなり緊密な連携を図っている。

一つ具体例を挙げるとすれば、不就学の子どもの定義づけなどについても、多文化共生課と私でかなり深い議論をした上でその結果を知事に報告している。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 第 47 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

教 育 長： 第 47 号議案について、原案のとおり可決する。

報告事項 1 県立青少年教育施設の将来体制

教 育 長： 報告事項 1「県立青少年教育施設の将来体制」について藤ヶ谷社会教育課長より説明願う。

参事兼社会教育課長： <報告事項 1 について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

渡 村 委 員： 12 月に資料を確認したが、選ぶことが非常に難しい問題であると認識している。老朽化という大きな問題はあるが、今後、観音山少年自然の家が廃止された場合、例えば民間事業者が入るなど、施設がどのように活用されるのかが地元の方の理解に繋がる。今後についての見通しはあるか。

参事兼社会教育課長： 現時点では白紙で決まっていない。ただ、当該土地は全て国有地を借用しているので、用途が変わると国の承認が必要になる。通常は、原状復帰をして国にお返しする。別途国との協議となるが、当該施設の使用を希望する N P O などが現れた場合や、日帰り利用などの活用ができるかどうかは今後の検討事項となる。

渡 村 委 員： 国有地の場合、民間が単独で使うのは難しいと思うので、県が繋がっている間に良い形になれば良いが、東部であればホールアース自然学校や、中部であればエコエデュケーションという大きな N P O があるが、西部においてもそのような団体が伸びるきっかけにもなると思うので、今後の検討を期待している。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 1 を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： これより会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第 48 号議案 令和 7 年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命

※非公表

<非>報告事項 2 令和 8 年度静岡県公立学校教員採用選考試験（令和 7 年度実施）志願状況

※非公表

<非>第 49 号議案 教職員の懲戒処分

※非公表

<非>第 50 号議案 教職員の懲戒処分

※非公表

<非>第 51 号議案 訴訟対応

※非公表

<非>報告事項 3 令和 7 年度教職員人事異動概要

※非公表

<非>第 52 号議案 令和 7 年度教育部管理職員人事異動

※非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和 6 年度第 24 回教育委員会定例会を閉会とする。